

生活機能分類普及推進検討ワーキンググループ設置要綱

平成 31 年 3 月 14 日
社会保障審議会統計分科会
生活機能分類専門委員会

1．設置趣旨

世界保健機関（以下、「WHO」と言う。）は、2001 年 5 月に国際生活機能分類（以下、「ICF」と言う。）を採択した。我が国においては、2006 年に社会保障審議会統計分科会生活機能分類専門委員会（以下、「ICF 専門委員会」と言う。）を設置し、ICF の普及・啓発に取り組んできたところである。

このような中、WHO は、2018 年 6 月に国際疾病分類第 11 回改訂版（以下、「ICD-11」と言う。）を公表し、新たに、第 V 章生活機能評価に関する補助セクションを設けた。このセクションでは、健康に関連する生活機能のレベルを定量化するため、ICF による項目も含まれており、専門的見地を兼ね備えた実務者レベルでの現場に即した具体的対応がこれまで以上に求められることになる。

このことを踏まえ、今般、ICF 専門委員会の下に、生活機能分類普及推進検討ワーキンググループ（以下、「WG」と言う。）を設置することとする。

2．審議事項

- （１）WHO が刊行する ICF 資料に関する翻訳案の作成
- （２）ICD-11 第 V 章を国内適用するにあたって、具体的な活用案（フィールドテスト等を含む）の検討
- （３）WHO から提案される ICF 年次改正案に対する日本からの意見提出案の検討
- （４）その他

3．運営

WG の庶務は、厚生労働省政策統括官付参事官付国際分類情報管理室が行う。

4．その他

- (1) WG の委員は、ICF 専門委員会の委員長が指名する。
- (2) WG の検討結果は ICF 専門委員会に報告することとする。